



鳥取県公報

平成 23 年 4 月 12 日 (火)
第 8 2 8 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (212) (福祉保健課) 2
	生活保護法による医療機関の変更の届出 (213) (〃) 2
	生活保護法による薬局の廃止の届出 (214) (〃) 2
	身体障害者福祉法による医師の指定 (215) (障がい福祉課) 2
	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (216) (〃) 3
	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (217) (水・大気環境課) 3
	特定計量器の定期検査の実施 (218) (くらしの安心推進課) 4
	鳥取県酪農・肉用牛生産近代化計画 (219) (畜産課) 4
	地域森林計画の変更 (2件) (220・221) (森林・林業総室) 5
	小型機船底びき網漁業の許可の申請期間 (222) (水産課) 5
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (223) (東部総合事務所福祉保健局) 5
	森林病虫害の駆除命令 (224) (東部総合事務所農林局) 5
	土地改良区の役員の就退任 (225) (八頭総合事務所農林局) 6
	指定居宅サービス事業者の廃止 (226) (西部総合事務所福祉保健局) 6
	指定介護療養型医療施設の指定の辞退 (227) (〃) 7
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (228) (〃) 7
	森林病虫害の駆除命令 (229) (西部総合事務所農林局) 7
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (7) (教育総務課) 8
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 8
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (〃) 9

告 示

鳥取県告示第212号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
有限会社五臓円薬局	鳥取市二階町二丁目207	平成23年3月22日
アイプラス薬局四日市店	米子市四日市町50-2	平成23年4月1日

鳥取県告示第213号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	変更年月日
イオン薬局鳥取北店	鳥取市晩稲100-1	平成23年3月1日
イオン薬局日吉津店	西伯郡日吉津村日吉津1160-1	〃

鳥取県告示第214号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
有限会社五臓円薬局	鳥取市二階町二丁目117	平成23年3月21日

鳥取県告示第215号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診 療 科 目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
泌尿器科	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害	八尾 昭久	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
小児科	心臓機能障害	田村 明子	鳥取市江津730 鳥取県立中央病院
〃	肢体不自由 肝臓機能障害	星加 忠孝	〃
〃	肢体不自由	常井 幹生	〃
〃	〃	大野 光洋	〃
整形外科	〃	山家 健作	米子市車尾四丁目17-1 独立行政法人国立病院機構米子 医療センター

鳥取県告示第216号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成23年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
株式会社福山臨 床検査センター 代表取締役 近 本 肥子	広島県福山市草戸 町一丁目23-21	アイプラス薬局 四日市店	米子市四日市町 50-2	育成医療、更生医療、 精神通院医療	平成23年4月 1日

鳥取県告示第217号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
岩美町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
岩美都市計画下水道事業 岩美町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成3年2月22日から平成27年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分

変更する部分

岩美郡岩美町大字大谷字日比野山の一部

鳥取県告示第218号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
境港市	平成23年5月16日（月）	午後1時から 午後3時まで	境港市上道町3000 境港市役所
〃	平成23年5月17日（火）	午前10時から 正午まで	〃
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	〃
〃	平成23年5月20日（金）	午前10時から 正午まで	〃
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	〃
〃	平成23年5月23日（月）	午前10時から 正午まで	〃
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	〃
〃	平成23年5月31日（火）	午後1時から 午後3時まで	〃
〃	平成23年6月28日（火）	午前10時から 正午まで	米子市夜見町3001-6 鳥取県計量センター米子検査場

鳥取県告示第219号

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の3第1項の規定に基づき、平成32年度を目標年度とする鳥取県酪農・肉用牛生産近代化計画を次のとおり作成したので、同条第5項の規定により公表する。

鳥取県酪農・肉用牛生産近代化計画（平成18年鳥取県告示第182号）は、廃止する。

平成23年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部畜産課及び各総合事務所農林局に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第220号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、千代川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により告示する。

平成23年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第221号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、天神川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により告示する。

平成23年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第222号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第9条第2項の規定に基づき、漁業法（昭和24年法律第267号）第66条第1項の規定による小型機船底びき網漁業の許可の申請期間を平成23年4月12日から同月18日までと定めたので、同規則第9条第3項の規定により告示する。

平成23年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第223号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年4月12日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人フェリース	鳥取市徳尾334-3	フェリース	鳥取市徳尾334-3	就労移行支援、就労継続支援B型	平成23年4月6日

鳥取県告示第224号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年4月12日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 区域及び期間

(1) 区域

鳥取市の一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成23年5月30日から同年7月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業総室、東部総合事務所農林局及び鳥取市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第225号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり八東土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年4月12日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

退任した役員の氏名及び住所

理事 以後 博 幸 八頭郡八頭町日田620-1

平成22年10月13日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 井 尻 昭 八頭郡八頭町日田759

平成23年3月27日就任 任期 平成23年12月29日まで

鳥取県告示第226号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年4月12日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
大山町	大山町国民健康保険 大山診療所	西伯郡大山町今在家 475	平成23年3月9日	短期入所療養介護

鳥取県告示第227号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定を辞退する旨の届出があったので、同法第115条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年4月12日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

開設者の名称又は氏名	介護療養型医療施設の名称	介護療養型医療施設の所在地	辞退の届出を受理した年月日
大山町	大山町国民健康保険大山 診療所	西伯郡大山町今在家475	平成23年3月31日

鳥取県告示第228号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年4月12日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
大山町	大山町国民健康保険 大山診療所	西伯郡大山町今在家 475	平成23年3月9日	介護予防短期入所 療養介護

鳥取県告示第229号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年4月12日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

1 区域及び期間

(1) 区域

西伯郡日吉津村及び大山町の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成23年6月1日から同年7月15日まで

2 森林病害虫等の種類

森林病害虫等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業総室、西部総合事務所農林局及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第7号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成23年4月12日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

1 日時 平成23年4月14日（木）午前10時～

2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室

3 議題

(1) 平成23年度鳥取県教科用図書選定審議会への諮問について

(2) その他

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成23年4月12日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以

下「許可」という。)を受けようとするもの((2)のイに掲げる者を除く。)を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成23年5月10日 午前10時から午後 3時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の 各警察署の管内に居住する者
経験者講習		平成23年5月19日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察 署の管内に居住する者
初心者講習		平成23年5月26日 午前10時から午後 3時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部1階第2会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察 署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習(以下「技能講習」という。)を次のとおり開催する。

平成23年4月12日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成23年5月11日 午前9時から 午前12時まで	西伯郡南部町大字鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	4人
平成23年5月29日 午前9時から 午前12時まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	〃	〃	6人
平成23年6月15日 午前9時から 午前12時	西伯郡南部町大字鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	4人
平成23年6月26日 午前9時から 午前12時	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	〃	〃	6人
平成23年7月13日 午前9時から 午前12時まで	西伯郡南部町大字鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	4人
平成23年7月31日 午前9時から 午前12時まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	〃	〃	6人

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

飛しょうする標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察

署に問い合わせること。